

議案第 6 1 号

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市都市計画税条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 5 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置を設けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項中「第33項」の次に「、第37項」を加え、同項を附則第14項とし、附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項」を「附則第6項から第8項」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第9項から第11項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の2の次に次の見出し及び1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 4 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。